

# 平城京東市跡推定地の調査 XIV

第18次発掘調査概報

平成 8 年

奈良市教育委員会

(表紙)

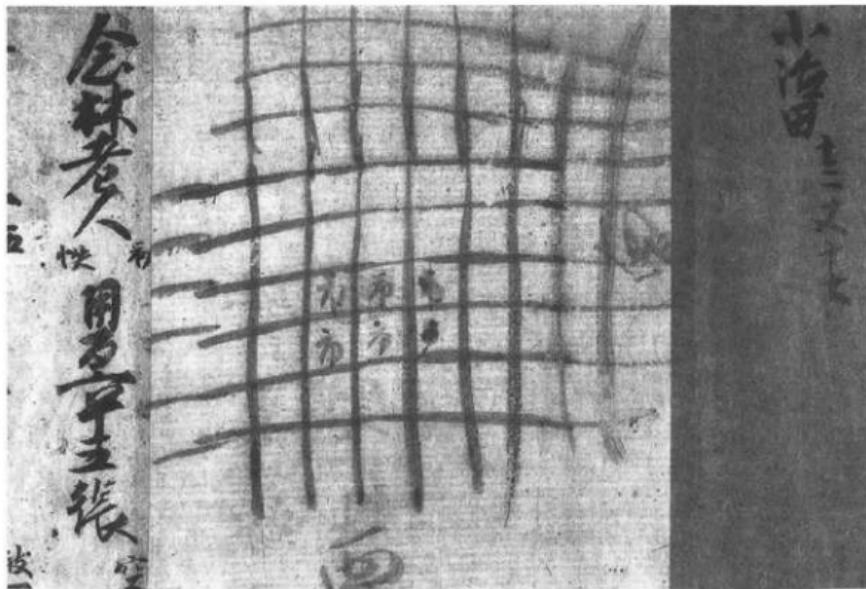


fig. 1 平城京市指圖(淨土宗總本山知恩院所藏「写經所紙筆授受日記」背紙)

## 序

平城京の東西市は、古代の官営市場として、平城京の経済活動の中核がありました。またそればかりでなく、市は人が集まる場所でもあったことから、時には政治の場、刑場にもなっていったことが文献史料からうかがえます。このようなことから東市の調査、研究が奈良時代の社会、経済構造を究明する上で不可欠であることは言うまでもありません。

このような考えから、奈良市教育委員会では昭和56年以来、18次にわたって、東市跡推定地の計画調査を進めてまいりました。本年で14年目、発掘面積もあわせて6,477m<sup>2</sup>となりました。これまでの調査で、東市跡推定地は道路によって一坪ごとに区画されていたこと、六坪の中央には空き地が存在すること、その空き地の北側には比較的大規模な建物と倉庫と考えられる建物が並んで建てられていたこと、六坪の北西隅では隅櫓と考えられる建物が存在したことなど多くの新しい知見が得られ、少しづつその実態が明らかになりつつあります。

発掘調査にあたっては、土地の所有者の松田憲二氏をはじめ、地元の方々に多大な御理解と御協力をいただきました。厚く感謝いたしますとともに今後ともなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第です。また、調査遂行にあたって御協力いただいた奈良国立文化財研究所、奈良県教育委員会、奈良市文化財保護審議会の皆様に御礼申し上げます。

平成8年3月

奈良市教育委員会

教育長 河合 利一

## 例　　言

- 本書は平成7年度に奈良市杏町において実施した、平城京東市跡推定地（左京八条三坊六坪）第18次発掘調査の概要報告である。
- 調査次数、調査期間、面積及び調査地の地番は下記のとおりである。  
第18次調査 平成7年11月21日～平成7年12月26日 約644m<sup>2</sup> 奈良市杏町586番地
- 調査は社会教育部文化財課埋蔵文化財調査センター（課長：安田龍太郎、所長：高谷明男）が実施した。現地調査の担当は技術吏員三好美穂、原田憲二郎、庶務担当は主任杉村武史である。なお、調査補助員として中塚美津保が参加した。
- 調査にあたっては、土地所有者である松田憲二氏から御理解と御協力をいただいた。記して感謝致します。
- 本書の作成にあたっては、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部、浄土宗総本山知恩院から写真、地図を提供していただいた。記して感謝致します。
- 本書の執筆は、IIIの出土遺物の概要を中島和彦が執筆した他は原田が行い、編集も原田が担当した。

## 目　　次

I　はじめ	1
II　検出遺構の概要	3
III　出土遺物の概要	4
IV　まとめ	7

## 図版目次

fig. 1 平城京市指図	表紙裏	fig. 8 発掘区全景	(南から)
fig. 2 平城京の条坊と東市の位置図	1	fig. 9 拡張区全景	(東から)
fig. 3 過去の調査位置図	2	fig. 10 拡張区全景	(西から)
tab. 1 東市跡推定地調査一覧表	2	fig. 11 建物S B276・277・	
fig. 4 造構平面図	3	278・279	(東から)
fig. 5 S E281出土土器	4	fig. 12 建物S B280	(北から)
fig. 6 六坪検出遺構平面図	5,6	fig. 13 井戸S E281	(南から)
fig. 7 発掘区全景(北から)		fig. 14 平安京東市図	裏表紙裏

## I はじめに

平城京東市が、西市とともに京内に設けられた官営市場で、奈良時代の経済、流通の中核であったことはいうまでもない。奈良市教育委員会では、平城京内重要遺跡範囲確認調査として国の補助金を受け、昭和56年から継続して実施しており、本調査で18回目となる。

第1次から第7次調査では推定地内の条坊道路の確認に主眼を置き調査を行った。その結果、東市

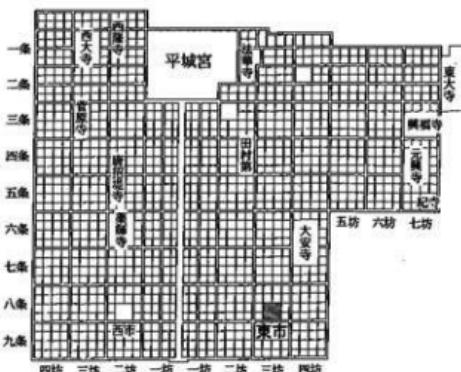


fig. 2 平城京の条坊と東市の位置図

に比定されている左京八条三坊五・六・十一・十二坪の4坪分のうちの北・東・西辺の道路およびその側溝、十一・十二坪坪境小路、築地痕跡や築地に開く門を検出し、東市跡推定地の範囲をほぼ確認することができた。また、物資を運ぶために利用されたと考えられる東堀河とこれに架けられた橋、六坪の北西隅では隅櫓と考えられる総柱建物を検出した。第8次調査以降は、六坪内部の利用状況を解明することに主眼を置き調査を進めた。その結果、六坪の中央部分に空き地が存在すること、その空き地の北側には比較的大きな規模の建物と倉庫と考えられる総柱建物が並んで建てられていたこと、東三坊大路を検出したことから推定地内は道路によって一坪ごとに区画されていたことが明らかになった。また第12次調査で検出した井戸からは墨書き土器、習書木簡などの文字資料、平城京内では出土例の少ない木履、漆器皿が出土するなど東市跡推定地内部の造構の性格を考えるうえでの資料を得た。

このように、これまでの調査によって検出した造構や、出土した遺物をみると一般宅地内とは異なる様相であることが判明しつつある。しかし、東市跡推定地を東市と断定するには、未だ資料不足と言わざるを得ない。したがって現状では、今後も引き続き綿密な調査を行い、成果を蓄積し、文献史料からも検討を行うといった包括的な研究をすすめていくことが東市の所在解明につながると考えられる。

こうしたことから、本年度の調査も六坪内部の様相の解明に主眼を置いていた。なかでも第8次調査で検出した「広場」とおもわれる空き地の範囲確認とその周辺の造構の追求に主眼を置いた。本年度第18次調査の調査地は、第8次調査地の西に隣接して面積406m<sup>2</sup>の発掘区を設定した。その後、第8次調査地の南に隣接して面積238m<sup>2</sup>の拡張区を設定した。面積は全部で644m<sup>2</sup>である。調査期間は、平成7年11月21日から同年12月26日までである。

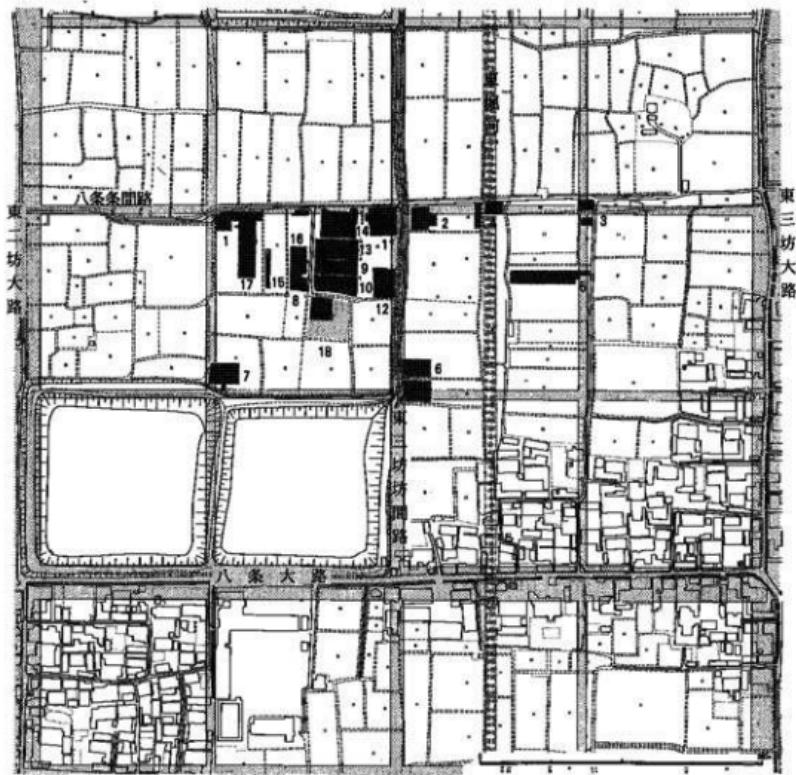


fig. 3 過去の調査位置図 1/4,000 (奈良国立文化財研究所1963年作製 1/1,000「東市」使用)

調査次数	調査期間	調査地番	面積	調査次数	調査期間	調査地番	面積
第1次	昭和57年2月15日 ～3月30日	杏町583-1	240m <sup>2</sup>	第10次	平成2年1月17日 ～3月20日	杏町580-1	410m <sup>2</sup>
第2次	昭和57年4月20日 ～8月7日	東九条町 441-1	240m <sup>2</sup>	第11次	平成2年11月5日 ～12月28日	杏町579-1	410m <sup>2</sup>
第3次	昭和57年5月19日 ～6月24日	東九条町 433-1 444	125m <sup>2</sup>	第12次	平成3年10月14日 ～11月22日	杏町579-1	300m <sup>2</sup>
第4次	昭和58年4月20日 ～6月24日	東九条町 441-1 442-1	220m <sup>2</sup>	第13次	平成4年11月10日 ～12月18日	杏町580-1	449m <sup>2</sup>
第5次	昭和59年11月9日 ～12月26日	東九条町445	510m <sup>2</sup>	第14次	平成5年11月12日 ～12月27日	杏町580-1	460m <sup>2</sup>
第6次	昭和60年11月19日 ～61年3月19日	東九条町437 438	600m <sup>2</sup>	第15次	平成6年2月22日 ～3月7日	杏町 582-1-4	84m <sup>2</sup>
第7次	昭和61年11月4日 ～62年1月22日	杏町592	340m <sup>2</sup>	第16次	平成6年11月17日 ～12月27日	杏町589-1	325m <sup>2</sup>
第8次	昭和62年10月21日 ～12月25日	杏町586 581-1	290m <sup>2</sup>	第17次	平成7年10月2日 ～11月15日	杏町583-1	530m <sup>2</sup>
第9次	昭和63年11月24日 ～平成元年1月11日	杏町580-1	300m <sup>2</sup>	第18次	平成7年11月21日 ～12月26日	杏町586	644m <sup>2</sup>

tab. 1 東市跡推定地調査一覧表

## II. 検出遺構の概要

調査区内の層序は現地表から黒灰色土（耕作土）、淡茶灰色土（床土）と続き、地表下約0.3mで黄褐色粘土の地山に達する。遺構はすべてこの地山上面で検出した。ただし調査区の北辺部を除いて大半が、後世の水田造成時に地下げされており、淡茶灰色土と地山の間に茶灰色砂質土が堆積していた。遺構検出面の標高は北端で約55.9m、南端で約55.6mである。また、調査区中央で古墳時代以前の旧河道を一条検出した。検出した遺構には掘立柱建物、素掘溝、井戸、土坑がある。主な検出遺構について以下に記す。

S B276 発掘区南東隅で検出した、桁行2間(4.2m)、梁間2間以上の東西棟の掘立柱建物である。南、東側は発掘区外へと続く。柱間寸法は、桁行が2.1m等間、梁間は1.5mである。重複関係からS B277より新しいことがわかる。

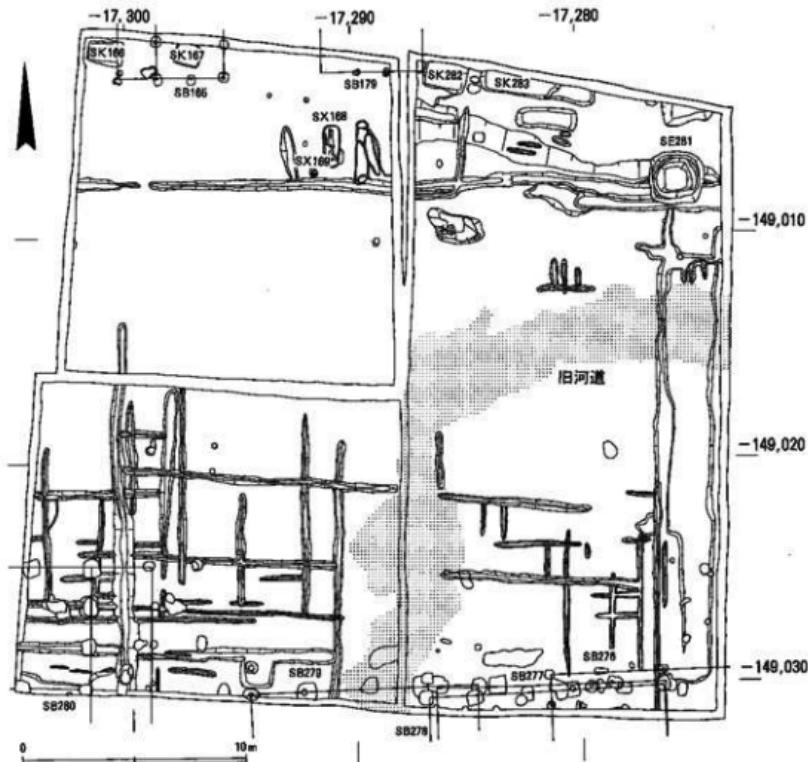


fig. 4 遺構平面図 (1/250)

**S B277** S B276の南側で、東西4間（10.2m）を検出した。南は発掘区外へ続く。柱間寸法は、西から3.0-2.4-2.4-2.4mである。重複関係からS B276より古く、S B278より新しいことがわかる。

**S B278** S B277の南側で、東西5間（10.5m）を検出した。南側は発掘区外へ続く。柱間寸法は、2.1m等間である。重複関係からS B276より古く、S B279より新しいことがわかる。

**S B279** S B276の西側で検出した、桁行4間（10.2m）以上、梁間2間以上の東西棟の掘立柱建物である。南、西側は発掘区外へと続く。柱間寸法は、桁行が西から2.4-3.0-2.4-2.4m、梁間は1.5mである。重複関係からS B278より古いことがわかる。

**S B280** 拡張区南西隅で検出した、桁行3間（5.4m）以上、梁間2間以上の南北棟の掘立柱建物で、西側に廟がつく。南、西は発掘区外へ続く。柱間寸法は、桁行が1.8m等間、梁間が2.7mで、廟の出は2.7mである。

**S E281** 発掘区北東部で検出した井戸である。掘形は東西、南北ともに約2.3mの平面隅正丸方形で、検出面からの深さは約3mである。井戸枠は無かったが、灰色粗砂の層まで掘削されており、湧水が激しい。底から16世紀中頃の土師器、瓦質土器が出土した。

**S K282** 発掘区北西隅で検出した土坑である。掘形は東西約0.9m、南北約0.7mの平面隅丸長方形で、検出面からの深さは約0.4mである。埋土から土器が出土したが、細片のため時期は不明である。

**S K283** 発掘区北西部で検出した土坑である。掘形は東西約1.4m、南北約0.6mの平面隅丸長方形で、検出面からの深さは約0.3mである。埋土から土器が出土したが、細片のため時期は不明である。

### III 出土遺物の概要

出土遺物は柱穴、素掘溝、井戸、土坑から遺物整理箱で3箱分出土した。出土遺物には須恵器、土師器、瓦質土器、丸瓦、平瓦があり、奈良時代の須恵器、土師器の細片が大半である。

ここではS E281の出土遺物について記す。S E281からは16世紀中頃の土師器皿（2）と、瓦質土器擂鉢（1）が出土した。擂鉢は内面に9本単位の擂目が7条あり、口縁部には片口を付す。土師器皿はややあげ底状のものである。

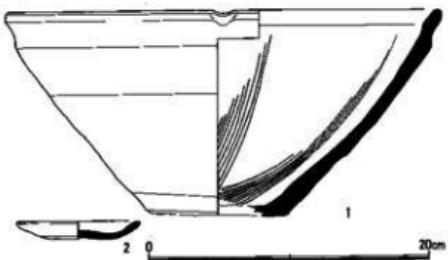


fig. 5 S E281 出土土器

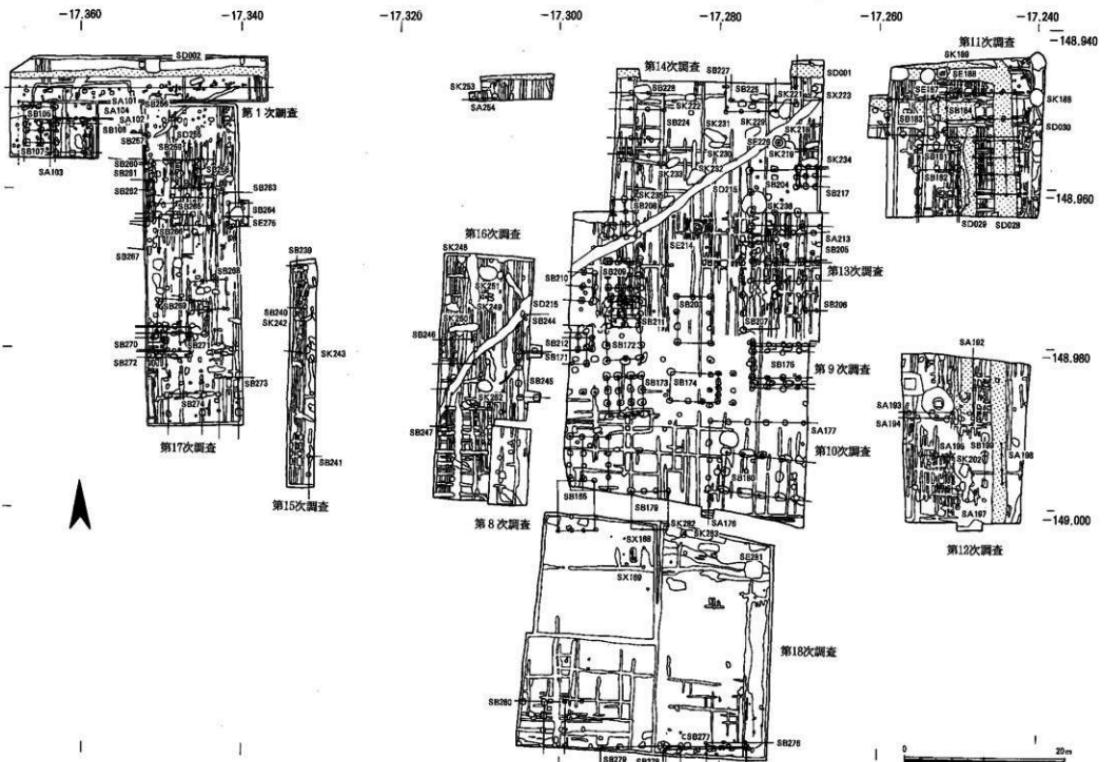


fig. 6 左京八条三坊六坪検出建構平面図 (1 / 500)

## IV まとめ

今回の調査成果をまとめると以下のとおりである。

1. 調査区の大半は下げられていることが判明したが、残存している遺構の状態からみて、遺構が完全に削平されているとは考え難い。したがって奈良時代の六坪中心部の様相は、第8次調査の所見と同様に空き地が広がっていたとおもわれる。また第8次調査区で検出しているSB165の南側柱列から、今回の発掘区南端で検出したSB279の北側柱列の間は約27mあり、空き地の範囲は南北90尺であったことが判明した。東西の幅は不明である。
2. これまでの六坪内の調査では建物は重複関係や建物方位から、少なくとも3時期の変遷があると考えていた。しかし今回の調査地では検出した建物の重複関係から、SB279→SB278→SB277→SB276というように4時期の変遷があることが判明した。昨年度の第17次調査でも、建物の重複関係から少なくとも4時期の変遷があることを確認している。これらのことから六坪内の建物は、重複関係からみて、少なくとも4時期あることが確定した。
3. 第10次調査で確認された六坪内の区画施設、南北方向の掘立柱塀SA176は本調査区までは続いていなかった。本調査区と第10次調査区の間の未調査地で完結するか、東あるいは西に曲折するものと思われる。

以上のように空き地の範囲の確認という目的はある程度達成できた。

次に、この空き地の性格について考えられる可能性を文献史料から提示してみたい。

平安時代の史料ではあるが、『延喜式』の巻第二十九刑部省式や巻第四十二東西市司式によると、当時の死刑執行の時には、市司の南門に関係者が集まり、市の樓前で市司の官人と対面し、南庭において刑が執行されたとあり、この記載から市司の近隣に「南庭」と呼ばれる広場があったことがわかる。今回検出した空き地が広場であったという可能性は指摘できよう。しかし現状では、空き地がこの記載による「南庭」であると断定するには未だ根拠不足である。今後も推定地内の内部構造の解明に向けて調査を継続し、傍証を重ねる必要があると考える。

また、東市跡推定地周辺は、調査開始当初は水田が広がっていたのであるが、推定地北側の市道が整備され、昭和60年に市街化区域に編入されたことにより、推定地周辺の宅地化が急速に進んでいる。東市の実態解明前に遺跡が破壊されることがないよう、都市計画とも整合した保存策を早急に講じていかなければならない。

これまでの調査成果については、奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査Ⅰ～ⅩⅢ』(昭和58～平成7年)および奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成5年度「平城京東市跡推定地の調査第15次」』(平成6年)と奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成7年度「平城京東跡推定地の調査第17次」』(平成8年)を参照されたい。



fig. 7 発掘区全景（北から）

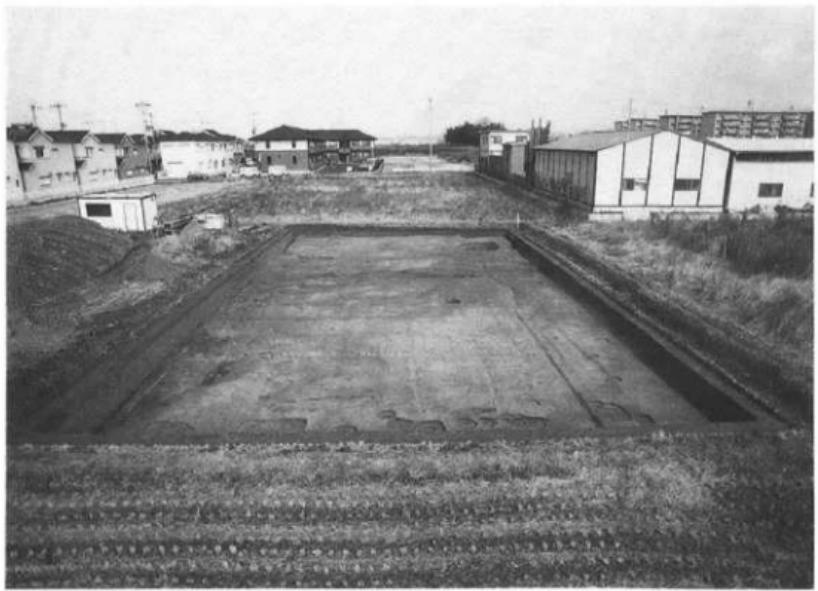


fig. 8 発掘区全景（南から）



fig. 9 拡張区全景（東から）

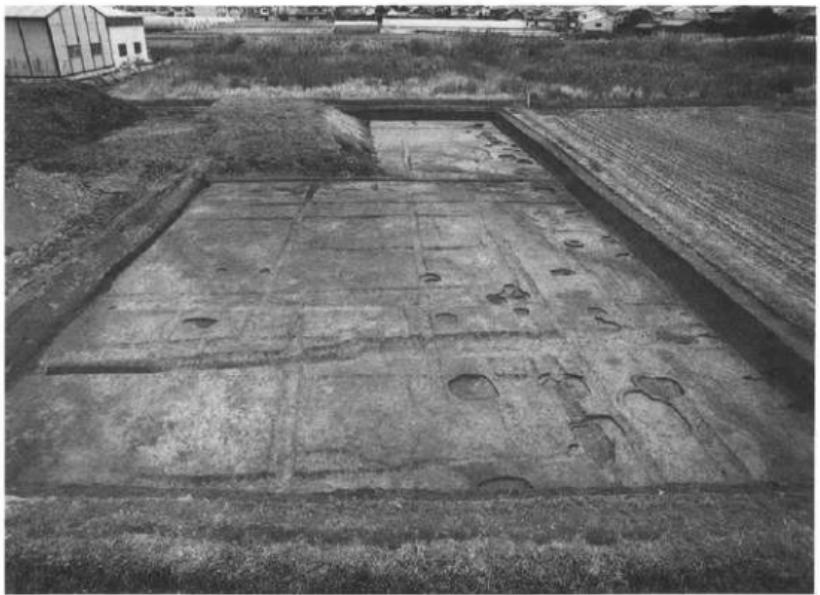


fig. 10 拡張区全景（西から）



fig.11 建物S B276・277  
278・279 (東から)



fig.12 建物S B280 (北から)



fig.13 井戸S E281 (南から)

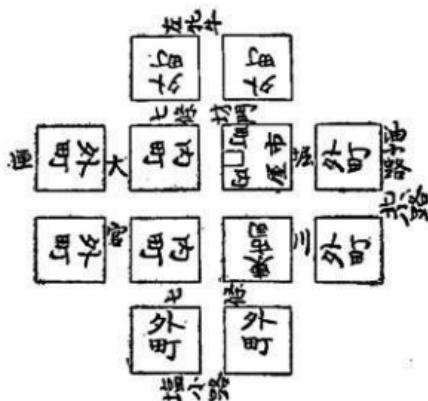


fig.14 平安京東市図（『拾芥抄』）

平城京東市跡推定地の調査 XIV  
第18次発掘調査概要

平成8年3月25日 印刷

平成8年3月31日 発行

編集・発行 奈良市教育委員会  
(奈良市二条大路南一丁目1-1)

0742-34-1111 (大代)

印 刷 共同精版印刷株式会社  
(奈良市三条大路二丁目2-6)

0742-33-1221

0742-33-7035 (FAX)



表 紙 平城京市指圖（淨土宗總本山知恩院所藏「写經所紙筆授受日記」紙背）